

○ 調査日現在、答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料12)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	「自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方に関する米国、英国との了解について」でいう「事前にそれぞれの政府部内で正式な検討」にかかわる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.8	753	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に基づく情報公開審査会への諮問及び第19条に基づく不服申立人への諮問の通知について」の一部開示決定に関する件(文書の特定)	H17.3.11	750	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	WG-2第1回会合の会議議事概要の一部開示決定に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	平成16年3月5日付け閣副安危第98-1号から第98-11号までを分類・整理した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	緊急事態に我が国が採るべき対応について関係省庁が検討・討議した会議議事録概要等の一部開示決定等に関する件	H17.3.29	732	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	内閣広報官において国税庁における週休日の開庁について検討した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.4.18	712	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	潜水艦による領海侵犯事案に係る事案関連地図等の一部開示決定に関する件	H17.6.28	641	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	第3回国防会議関係資料の不開示決定に関する件	H17.10.12	535	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	「我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況」の不開示決定に関する件	H18.2.7	417	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	「国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について」の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H18.5.16	319	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	平成16年(行情)諮問第665号事件に関し、審査請求人が意見を一部保留したにもかかわらず、これを無視し、保留部分に対する意見書の提出のないまま、同事件の答申書を送付することとなった経緯及び理由のわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.2	302	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	有事法制第3分類に関する文書の不開示決定に関する件	H18.12.19	102	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
警察庁	警視庁等に係る総理府所管一般会計の計算証明書類のうち支出証拠書類等の一部開示決定に関する件	H18.10.17	165	答申の内容に沿った決定をするに当たり、文書が大量でありその精査、確認作業に時間を要しているため。	6件の開示請求であったが、答申は1件でまとめられている。
法務省	矯正施設用電気設備工事標準図平成7年版の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.28	300	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているため。	
外務省	報償費の支出に関する基準の内容がわかる文書	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	貴省大臣官房で支出された平成11年度中の平成12年2月及び3月に支出された「報償費」に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等支出がわかる書類	H16.5.18	1047	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の報償費の支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書(他、計5件)	H16.3.31	1095	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年に在外公館長が赴任する際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入(総額50万円以上)のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類(請求書、領収書など)、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書(他、計5件)	H16.3.9	1117	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の報償費について、(1)各部局(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2)年度末の各部局(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書(他、計5件)	H16.7.27	977	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1997年3月分の在ロシア日本国大使館の報償費の支出がわかる文書(他、計3件)	H16.3.9	1117	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	「在外公館報償費の配賦及び執行方針、2000年度	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	各局部課長あて文書「情報収集活動用設宴限度額等について」2000年3月30日ごろ	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	報償費の定義や使用区分、交際費との区別、事前申請の要否、使用にあたっての注意事項など、1991年4月から2001年3月までの間に会計課が作成した報償費使用のガイドライン	H16.3.31	1095	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	執務提要('89年4月作成)のファイルの報償費に関する一切の文書	H16.5.18	1047	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	(1)1993年1月12日に日本政府と旧ソ連邦諸国(計12ヶ国)政府の間で署名され、結ばれた北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び関連する政府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係文書一切、(2)前記の協定又は覚書の締結に関する日本政府・外務省の記録及び付帯文書・メモ、報告書、他関係記録一切	H16.6.22	1012	決定により生じる可能性のある影響を含め慎重に検討の上、決定する必要があるため。	
	松尾克俊元外務省要人外国訪問支援室長の在職中の政府の機密費(報償費)の管理、支出等に関する一切の事務処理に関する要領・手順等を記載した一切の文書	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	報償費(機密費)の支出基準の分かる文書	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1958年11月26日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H18.4.21	344	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	在フランス日本大使館の報償費(機密費)支出に関する一切の資料(平成12年度)(他、計3件)	H16.2.10	1145	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1958年10月4日に岸首相、藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H18.4.21	344	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「イラク 大量破壊兵器」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラク情勢/外交[作成(取得)時期]1992年05月01日(他、計2件)	H18.7.20	254	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行うなど調査に時間を要しているため。	
	「地位協定の考え方」(04. 1. 1付『琉球新報』第1版第1面紹介)(他、計3件)	H18.12.19	102	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日	H18.7.20	254	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行うなど調査に時間を要しているため。	
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年4月1日~6月末日)	H18.6.8	296	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年7月1日～9月末日)	H18.7.20	254	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年10月1日～12月末日)	H18.7.20	254	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。	H19.6.6 決定
	2006年3月31日付け情報公開第00730号での開示対象文書の策定にかかる決裁関連文書の全て	H18.12.12	109	業務繁忙期であり、また、当初予定したよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外に時間を要しているため。	
	情報工作対策の研修資料(06年5月5日付『琉球新報』第1版第3面紹介)	H18.12.12	109	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定労働局が違法派遣に関して特定会社に行った調査・指導資料の不開示に対して開示を求めるもの	H18.6.14	290	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定会社への労働者派遣法臨検指導調査の結果の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.4.12	353	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働局が特定年の一定期間に実施した自主点検リストの一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.8.2	241	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定食品に係る特定の効果に関する研究報告書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.4.24	341	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定住宅工事新築工事に対する苦情が分かる文書の存否応答拒否に対して取消しを求めるもの	H18.3.15	381	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定職業安定所の雇用保険被保険者離職票(特定年月日、特定番号)の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.2.23	401	所管業務が繁忙を極めているため。	
	再審査請求に係る特定地方自治体からの送付文書の一部開示決定に対し取消しを求めるもの	H17.4.14	716	生活保護に関する再審査請求の数が大幅に増加し、未処理件数が膨大なものとなっており、本件についても処理できていないもの。	
	特定企業の労働者派遣法臨検調査の指導記録の不開示決定に対し開示を求めるもの	H17.11.9	507	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定個人が依頼した派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取消しを求めるもの	H18.4.19	346	所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働者派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H17.12.21	465	所管業務が著しく多忙であったため。	
	総合労働相談員一覧の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.1.31	424	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H17.12.8	478	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の養護施設、救護院での体制報告書の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H17.3.31	730	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設での体制報告書の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H17.3.31	730	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設における特定事故の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H16.11.19	862	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設における無断外出顛末の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H16.11.20	861	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)時に鉱山保安監督部が実施した石塊提の検査のボーリング試験結果を記した報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.10	264	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和40から42年までの石塊提の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	243	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の平成10年11月以降の石塊提の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	243	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じたため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、中心線及び測点番号等が記載されている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断図と平面図との関係性の正しい縦断図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、横断図と縦断図の整合性がとれる平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断図と横断図の測点位置が同地点より始まっている縦断面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、平面図と縦断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中平面図と横断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の石塊提の昭和40年9月から12月までの使用前落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.4	208	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置変更認可申請書(昭和35年提出)及び施設検査証の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.19	193	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
防衛省	防衛力の在り方検討会議	H18.12.20	101	答申において新たに特定すべきとされた文書の開示・不開示の判断に時間を要しているため。	H19.4.27 決定